



はい！こちら消費生活センターです

契約は本当に必要かどうかで判断しましょう

Q

2日前、訪問してきた新聞勧誘員に「2年間の購読契約を結んでくれたらはじめの半年は無料にする。景品もつけるから是非契約して欲しい。」と言われた。今まで新聞をとっていなかったが無料の購読期間があるうえに景品までもらえるのであれば得だと思い契約を了承してしまった。しかし、夜になって帰ってきた家族にそのことを話したところ、いくら無料購読や景品があるからといって、2年契約の間に事情が変わることもあるかもしれないと言われ、よく考えればその通りだと思った。断りたいがどうしたらよいだろうか。

(40歳代 女性)

A

春は年度変わりに伴う引越しなどが増え、新聞購読の勧誘も多くなる季節です。事例のケースでは訪問販売のクーリングオフ期間であったため、事業者側に書面で通知して契約を解除することができました。しかしクーリングオフ期間を超えて解約を申し出ると、無料購読期間の購読料、景品代金、違約金を請求される場合もあります。過大な景品の提供等があればそれ自体が契約上の問題になることもありますが、そうでなければ一旦有効に成立した契約は一方的な都合だけで簡単にやめられないということを常に考えておく必要があります。契約を結ぶ際は、その場の話だけで安易に判断せず、本当に必要かどうかを十分考えてから決めることが大切です。

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ（電話又は来所）

0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は無料です。 秘密は厳守します。

消費者ホットライン「188（いやや!）」番をご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～午後4時

住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東出口から徒歩5分）

土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）



相談すれば 楽になる